KNC NETWORK NEWS

2017 年 7 月 8 日号発行

経営一言：将来に関連する産業が栄え、企業は高度なことをしなければ生き残れない。トップが自社の進むべき道の先を読んで決めなければ、瞬時に盛衰が分かれる時代になる。（日本電産・会長兼社長　永守　重信氏）
―所長コメント：現在の技術の進化と変化は著しいものがあります。個人も企業も新しいものを取り入れ、時代の先取りをしなければ落伍者となります。今日の投資は明日の成長のためにあるのです。―

㈲北野財経システム
税理士法人　Ｙ．Ｋ．Ｃ．
大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL：06-6304-7857・FAX：06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事：都議選、都民フが第1党。小池系が過半数、自民党惨敗。安倍政権に打撃。
東京都議選（定数127）が2日、投開票された。小池百合子知事が率いる地域政党「都民ファーストの会」が自民党から第1党の座を奪い、小池支持勢力で過半数（64議席）を上回った。自民党は現有議席から半減し過去最低。安倍晋三首相の政権運営への打撃は避けられない。

株主優待、配当所得でなく雑所得に　《税務》

株式を購入する際の大きな選択肢のひとつに「株主優待」の優劣があります。食事券や自社製品の詰め合わせなど、対象銘柄の特徴が満喫できる優待品もあれば、自由度の高いクオカードなどの金券が提供される場合もあります。株主優待を廃止したため「優待目当ての株主」が売りに走り、株価が下がった銘柄もあるほどです。一方では、業績悪化により配当が出せないからこそ、株主優待に力を入れることで個人投資家の「株式離れ」を防止する企業もあり、株主優待に対するスタンスは企業によってさまざまです。

株主優待により提供される物のなかには、ホテルの宿泊券など、それなりに高価なものも少なくありません。となると、株主優待により個人投資家が得た経済的利益は税務上どのように取り扱うべきでしょうか。所得税基本通達 24-2 より「法人が株主等に対して供与した交通機関の優待乗車券、映画、演劇等の優待入場券、ホテル、旅館等の優待施設利用券、株主に対する値引き販売等は、法人が余剰金または利益の処分として取り扱わなければならない限り、配当には含まれない」取り扱われています。つまり雑所得として取り扱われるため、給与所得や退職所得以外の各所得との合計額が20万円を超えなければ確定申告は不要で、税金はかからないということです。、

7割超の企業　残業削減に取り組み　《経営》

大阪商工会議所はこの程、「働き方改革実行計画に関する調査」の結果を発表しました。調査は4月17～28日、会員企業2261社を対象に行われ、213社から回答が得られました。

1ヶ月平均の時間外労働時間が45時間を下回る企業は85.9%に上るほか、75.1%の企業が時間外労働の削減に取り組んでいると回答しました。法改正に伴い、時間外労働の上限規制が定められた場合、その効果として54.5%が「従業員の心身の健康につながる」、53.1%が「業務内容の見直しにつながる」と答えました。

一方、影響については、34.7%が「特になし」と回答しましたが、「売上や受注量が減少する恐れがある」、「（サービスや商品の）品質低下の恐れがある」といった企業経営への影響を懸念する回答も30.5%ありました。

在宅勤務等で活用されるテレワークについては、導入企業は1割程度に留まり、導入しない理由として7割弱が「適した職種がない」との回答でした。

自転車通勤、非課税限度額4200円　《税務》

日ごろの運動不足が解消できるとして、電車や通勤バスなど公共の交通機関を使っての通勤から、自転車通勤に切り替えるサラリーマンが急増しているといいます。

電車やバスを利用している社員への通勤手当には、1ヶ月あたり15万円までが非課税となります。ですが、自転車通勤では「通勤定期代」といった明確な支出金額が存在しないため、自転車通勤の社員に手当を支払うと、全額が給与として課税されると考えられがちです。

ところが自転車通勤の社員に支給する通勤手当は、一定の限度額内であれば非課税となります。その限度額は、片道の通勤距離に合わせて設定され、片道の通勤距離が2キロメートル以上10キロメートル未満であれば、通勤手当の非課税限度額は4200円となります。ただし、1カ月の非課税限度額以上の金額を通勤手当として支給すると、限度額を超えた部分の金額については給与として課税されることになります。

株の配当金の申告　《税務》

上場株式の配当金にかかる税金は、基本的には源泉徴収されるので、確定申告する必要はありません。ですが、確定申告をすると、配当控除の適用か、損益通算ができるメリットがあります。そして、配当金を確定申告するとき、「総合課税」か「申告分離課税」かどちらで申告するかで、それぞれ得になる人と損になる人があります。

総合課税で申告すると、配当控除を受けられます。税率が15～55%の累進課税なので、所得が多いほど、税率が高くなります。総合課税を選ぶと得をするのは、配当を含めた課税所得が695万円以下の人です。そして、配偶者控除などの適用を受け、配当以外に所得がなく（専業主婦など）、株の利益や配当所得などの合計が38万円以下の人です。損するのは、課税所得が695万円超の人、配偶者控除などの適用を受けて所得の合計が38万円以上の人（扶養から外れてしまいます）

一方、申告分離課税で申告しますと、税率は一律20%で、株や投資信託などの譲渡損失と損益通算ができます。申告分離課税を選ぶと得するのは、株やETF、株式投資の売却損がある人です。損するのは、配偶者控除などの適用を受けている人で、株の利益や配当所得などが38万円超の人です。

ＫＮＣ ＮＥＴＷＯＲＫ ＮＥＷＳへのご意見・ご質問・ご感想は
０６－６３０４－７８５７　または　ｋａｉｋｅｉ＠ｋｎｃｃ．ｃｏ．ｊｐ
までお寄せください。